

# こんにちは 家畜保健衛生所です

家保便り 平成 29 年 2 月

家畜伝染病予防法に基づく

## 定期報告書の提出について



次に掲げる家畜を所有する方は、毎年 2 月 1 日現在の飼養頭羽数などを管轄の家畜保健衛生所に報告することとなっています。期限までに必ず提出してください。なお、原本をご自身で保管していただく場合は、FAX による提出でも結構です。

\* 農林水産省の HP に詳細が記載されています。

	小規模所有者	小規模所有者以外	報告期限
牛・水牛・馬	—	1 頭以上	4 月 15 日
鹿・羊・山羊・豚 <sup>*</sup> ・いのしし	1～5 頭	6 頭以上	
鶏・あひる <sup>*</sup> ・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥	1～99 羽	100 羽以上	6 月 15 日
だちょう	1～9 羽	10 羽以上	
必要な書類	◎基本情報(動物種、頭羽数)	◎基本情報(動物種、畜舎等の数、頭羽数) ◎飼養衛生管理基準の遵守状況 ◎その他添付書類	

※豚はミニブタを、あひるはアイガモを含む

「基本情報」「飼養衛生管理基準」の様式を添付しましたので、ご利用ください。昨年までとは、様式が変わっておりますのでご注意ください。

ご不明な点がございましたらご相談ください。

家畜保健衛生所 業務第一課  
〒639-1123 大和郡山市筒井町 600-3  
TEL 0743-59-1700 / FAX 0743-59-1740